

診断書の記載にあたっては、以下の点にご留意ください。

1 診断名について

診断名については精神上の障害を必ず記載してください。その際、ICD-10 による記載が望ましいと考えております。

2 身体の状態について

「植物状態」とは、以下の6つの症状すべてが固定して3か月以上が経過している状態と考えております。「植物状態に準ずる」とは、それに準ずる場合です。

- ① 自力での移動ができない
- ② 自力での食物の摂取ができない
- ③ 自力で排泄ができない
- ④ 意思疎通ができない
- ⑤ 声は出ても、意味のある発言ができない
- ⑥ 目で物を追ったり、認識ができない

3 判断能力判定についての意見

裁判所が本人の判断能力について判断するための参考となる意見を記載してください。4項目のいずれかをチェックすることもできますし、その記載を参考に個々の事案に応じた適宜の意見を記載することもできます。

◎ 自己の財産を管理・処分することができない（後見開始相当）とは、

日常的に必要な買い物も自分ではできず、誰かに代わってやってもらう必要があるという程度です。

◎ 自己の財産を管理・処分するためには、常に援助が必要である（保佐開始相当）とは、

日常の買い物程度は単独でできるが、重要な財産行為（不動産・自動車の売り買いや自宅の増改築、金銭の貸し借り等）は、自分ではできないという程度です。

◎ 自己の財産を管理・処分するためには、援助が必要な場合がある（補助開始相当）とは、

重要な財産行為（不動産・自動車の売り買いや自宅の増改築、金銭の貸し借り等）について、自分でできるかもしれないが、できるかどうか危ぐがある（本人の利益のためには、誰かに援助してもらった方がよい。）という程度です。

4 「5 各種検査欄」に、CT脳検査など画像診断の結果欄がありますが、これは、既に同種検査を実施されている場合に、その結果を記載していただく欄です。今回の診断書作成にあたり、新たに同種検査を必要とする趣旨ではありません。